⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書（案）作成業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、「競争参加の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省官房会計課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）別記４により総合数値を付与してＡ等級に格付けされた場合は、設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　大阪航空局における「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　大阪航空局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

④　平成22年10月１日付け公示５⑴から⑸までに該当しないものであること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務内容により、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者条件　構成員において決定された代表者が、当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　共同企業体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年１月25日付け運輸省官会第93号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

５　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格がＡ等級に認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

６　資格審査結果の通知　「競争参加資格決定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務の契約が締結される日までとする。

８　その他

⑴　設計共同体の名称は、「福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価準備書（案）作成業務○○・△△設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」（平成25年３月12日付け支出負担行為担当官大阪航空局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第９００１号

本店長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷359番地
申立人　まるの漁業株式会社
本籍長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷359番地、最後の住所長崎県長崎市万才町１番３号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日平成20年10月３日、出生の場所長崎県南松浦郡奈良尾村、出生年月日昭和６年11月１日、職業会社役員
被相続人　亡　野村　秀郎
長崎県長崎市賑町５番21号パークサイドトラヤビル401　崎陽合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福島　一代
長崎家庭裁判所

平成２５年（家）第９００４号

長崎県長崎市高城台１丁目13番７号
申立人　向原源一郎
本籍長崎県長崎市興善町２番地14、最後の住所長崎県長崎市みなと坂１丁目５番１号特別養護老人ホームアスカ、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日平成24年12月24日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日大正12年10月15日、職業無職
被相続人　亡　川島　咲子
長崎県長崎市栄町１番25号　長崎ＭＳビル９階
相続財産管理人　弁護士　西村　未来
長崎家庭裁判所

平成２５年（家）第１２４号

熊本市中央区世安町533番地３
申立人　西森　ゆき
本籍熊本県宇城市不知火町松合873番地、最後の住所熊本市中央区大江２丁目14番15号永島ビル101、死亡の場所熊本市中央区、死亡年月日平成24年９月25日、出生の場所熊本県宇土郡松合町、出生年月日大正12年９月15日、職業無職
被相続人　亡　西﨑　浄鏡
熊本市中央区世安町533番地３
相続財産管理人　西森　ゆき
熊本家庭裁判所

平成２４年（家）第１２０８号

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381―１
申立人　アイフル株式会社
本籍北海道旭川市東５条２丁目１番、最後の住所旭川市東５条２丁目１番21号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成15年７月18日、出生の場所東京市下谷区、出生年月日昭和９年５月１日、職業不詳
被相続人　亡　谷　　友克
事務所旭川市川端町４条６丁目４番18号しらかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北越　一成
旭川家庭裁判所

平成２４年（家）第１２８号

岩手県奥州市水沢区大手町１丁目１番地
申立人　奥州市
本籍岩手県奥州市水沢区字北田266番地10、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日平成22年７月18日、出生の場所静岡県榛原郡相良町、出生年月日昭和24年10月４日、職業不詳
被相続人　亡　若林　正雄
事務所岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町42番地　弁護士法人岩手銀河法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森﨑　信介
盛岡家庭裁判所水沢支部

平成２５年（家）第２００２号

山形県鶴岡市馬場町９番25号
申立人　鶴岡市
本籍山形県鶴岡市稲生２丁目28番地、最後の住所山形県鶴岡市稲生２丁目28番30―４号、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日平成22年２月22日、出生の場所山形県西田川郡栄村、出生年月日昭和20年12月20日、職業不明
被相続人　亡　河野　　實
事務所山形県鶴岡市美原町15―26
相続財産管理人　弁護士　佐藤　充崇
山形家庭裁判所鶴岡支部

平成２５年（家）第４５号

群馬県富岡市富岡1123番地
申立人　しののめ信用金庫
本籍群馬県前橋市下小出町２丁目51番地28、最後の住所群馬県前橋市青柳町209番地10、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日平成22年10月７日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和13年９月３日、職業不詳
被相続人　亡　髙橋　勝利
事務所群馬県前橋市川原町１丁目57番地３
相続財産管理人　弁護士　増田　智之
前橋家庭裁判所

平成２４年（家）第７１３７５号

埼玉県熊谷市石原２丁目14番１号１階管理室
申立人　ビレッタ熊谷管理組合法人
本籍東京都世田谷区大原２丁目26番、最後の住所東京都世田谷区大原２丁目26番12号代田ロイヤルパレス606、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成８年11月17日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和４年３月10日、職業不詳
被相続人　亡　塚本　政徳
事務所東京都中央区京橋１丁目１番１号八重洲ダイビル５階　真和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　典子
東京家庭裁判所